

# 被扶養者申請に必要な添付書類一覧

## 1. 共通事項

<b>事由に関わらず共通して必要な書類</b>	<b>被扶養者現況届(事由発生日が令和4年12月1日以降は必須)</b> <b>発行3か月以内の世帯全員の住民票原本(筆頭者・続柄あり)</b> <b>※申請者のマイナンバー記載のもの</b> <b>外国人の方は在留カード写し</b>
-------------------------	--

申請事由		必要な書類		
世帯の状況に応じて必要となる書類	夫婦共働きで、子のみを扶養する場合(配偶者が扶養とならない又は扶養となっていない場合)	配偶者の収入確認書類 (直近の非・課税証明書原本、所得証明書等原本、源泉徴収票写し、 自営業の場合は確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書の写し)		
	両親のうち片親のみを扶養する場合	扶養する親の戸籍謄本原本 扶養する親の非・課税証明書原本又は所得証明書原本 扶養しないもう一方の親の収入が確認できる書類 (直近の非・課税証明書原本、所得証明書原本、年金支払通知書の写し、 自営業の場合は確定申告書・収支内訳書の写し・青色申告決算書、のいずれか)		
	被保険者が家族帯同で海外赴任している場合	被扶養者現況申立書(海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用) 査証写し 在留証明書原本(同居していることがわかること)		
	被保険者の海外赴任中に被保険者と身分関係が生じた場合(婚姻、出生等) ※外国語の書類はすべて外国語版原本と日本語翻訳原本が必要です	被扶養者現況申立書(海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用) 査証写し 在留証明書原本(同居していることがわかること)		
		出生の場合	上記書類に加え	出生証明書原本 ※出生は査証写し不要
		婚姻の場合	上記書類に加え	婚姻を証明する書類原本
	別世帯の場合	被保険者及び別居先の扶養する世帯全員の住民票原本(筆頭者・続柄あり)		
	単身赴任・通学以外の別居の場合	対象者が国内居住	上記書類に加え	仕送り証明3か月分(毎月の預金通帳写し、振込明細書の写し) ※現金の手渡しは不可 ※仕送り金額についてはHP「関連情報」の「家族を扶養者にしたいとき」 をご参照ください
		対象者が国外居住 *国内居住要件の例外に該当	ボランティア派遣期間の証明等海外渡航目的に応じた書類及び日本語翻訳版の原本 査証写し ※現金の手渡しは不可 ※仕送り金額についてはHP「関連情報」の「家族を扶養者にしたいとき」をご参照ください	

### ※被扶養者になれる人

(1)被保険者と同居していても別居していてもよい人

配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄・姉、弟・妹、父母・祖父母などの被保険者の直系尊属

(2)被保険者と同居していることが条件になる人

(1)以外の3親等内の親族、被保険者の配偶者(内縁関係も可)の父母・連れ子、配偶者(内縁関係も可)死亡後の父母・連れ子

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、被扶養者になることはできません。

## 2. 扶養を申請する事由に応じて添付する書類

申請事由		必要な書類	
年齢・続柄に関わらず	出生した子を扶養とする場合	世帯全員の住民票原本(筆頭者・続柄あり) 医療助成該当届・医療助成証の写し・該当する医療助成リーフレット写し(後日提出可) ※配偶者が扶養となっていない場合は配偶者の収入確認書類が必要 (直近の非・課税証明書原本、所得証明書等原本、源泉徴収票写し、 自営業は確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書、等)	
	子の扶養を異動する場合	配偶者との離婚や別居により子を扶養異動する場合	離婚日、別居の日、が確認できる書類
		配偶者との収入が逆転し、子を扶養異動する場合	配偶者の収入確認書類 (直近の非・課税証明書原本、所得証明書等原本、源泉徴収票写し、 自営業は確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書、等) ※申請内容によりコスモ健保で扶養認定されない場合もありますのでくれぐれも先に 削除手続きしないようご注意ください
		生計維持者の死亡により扶養異動する場合	死亡日が確認できる書類(死亡診断書、戸籍謄本、等)
	婚姻により扶養する場合	戸籍謄本原本、又は婚姻受理証明書原本	
	任意継続被保険者の喪失により扶養する場合	任意継続被保険者資格喪失証明書原本	
	収入が減少した又は無くなったことにより扶養とする場合	「3. 対象者の続柄及び収入状況に応じて添付する書類」参照	
その他	申請する事由が確認できるもの		

※お住いの市区町村の医療助成を受けられている方は医療助成該当届・医療助成証の写し・該当する医療助成のリーフレット写しをご提出ください。

# 被扶養者申請に必要な添付書類一覧

## 3. 対象者の続柄及び収入状況に応じて添付する書類

扶養したい家族の状況		必要な書類	
子 (未就学児・学生)	未就学・小中学生	世帯全員の住民票原本(筆頭者・続柄あり)	
	学生(高校・定時制高校・専門学校・高等専門学校・短大・大学・大学院)	在学証明書原本 ※発行に時間がかかる場合には、一旦、学生証写しを添付し、後日在学証明書が発行され次第、原本をご提出ください	
	満16歳以上で収入のある方	上記書類に加え	直近の非・課税証明書原本または所得証明書原本 直近3か月分の給与明細・勤務表の写し

※お住いの市区町村の医療助成を受けられている方は医療助成該当届・医療助成証の写し・該当する医療助成のリーフレット写しをご提出ください。

必ず添付する書類		直近の非・課税証明書原本、又は所得証明書原本		
配偶者(内縁を含む)・子(未就学・学生以外)・父母・祖父母・その他の方	前年1/1から引き続き収入が無い方	直近の非・課税証明書原本、又は所得証明書原本 ※給与収入が0であるもの(注1)		
		身体的、精神的理由で仕事に就くことが出来ない	上記書類に加え 身体障害者手帳の写し	
	直近退職をした方 ※前年に収入がある方	雇用保険に加入していた	雇用保険を受給しない、又は雇用保険受給手続前、又は雇用保険の受給資格が無い	離職票1・2写し、退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか 雇用保険失業給付についての誓約書原本
			雇用保険受給申請中(待機期間中又は給付制限期間中)	離職票1・2写し、退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか 雇用保険失業給付についての誓約書原本 雇用保険受給資格者証両面の写し(後日提出可) ※雇用保険受給資格者証の発行に時間がかかる場合は後日発行され次第ご提出ください
		雇用保険受給延長中	離職票1・2写し、退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか 雇用保険失業給付についての誓約書原本 雇用保険受給資格者証両面の写し(後日提出可) ※雇用保険受給資格者証の発行に時間がかかる場合は後日発行され次第ご提出ください	
		雇用保険未加入	退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか 社会保険未加入がわかる書類(退職証明書(社会保険加入・未加入の表記有)、給与明細、等)	
	雇用保険の受給が終了した方	雇用保険受給資格者証両面の写し ※「支給終了」の印字がされているもの		
	自営業を廃業した方	廃業届の写し 直近の確定申告書(第一表・第二表)・収支内訳書・青色申告決算書の写し		
	現在収入がある方(該当する収入全て提出してください)	パート・アルバイト・フリーター等の方	直近3か月分の給与明細・勤務表の写し(必須) ※直近3か月分の給与明細・勤務表が準備できない場合は事業所担当者へご相談ください	
			年金収入がある方	上記書類に加え 年金支払通知書の写し(最新のもの) ※申請中の場合は年金見込み額照会回答票原本
雇用保険失業給付受給中の方		雇用保険受給資格者証両面の写し		
年金のみの収入の方		直近の非・課税証明書原本又は所得証明書原本 年金支払通知書の写し(最新のもの)		
		年金収入がある方	上記書類に加え 年金支払通知書の写し(最新のもの) ※申請中の場合は年金見込み額照会回答票原本	
退職後、継続して傷病手当金や出産手当金が支給されている方 * 日額3,612円/60歳以上または障害年金受給者は日額5,000円未満(**)である場合 (**)年金等その他の収入がある方はその収入を含めた金額		離職票1・2写し、退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか 傷病手当金等の受給額が分かる書類の写し		
不動産・農業・営業等収入があり確定申告をしている方(自営業、フリーランス等)	直近の非・課税証明書原本又は所得証明書原本 直近の確定申告書(第一表・第二表)・収支内訳書・青色申告決算書の写し			
	株式等に係る譲渡所得のある方	上記書類に加え 確定申告書(第三表・第四表) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書		
	土地・建物の譲渡所得のある方	上記書類に加え 譲渡所得の内訳書		
その他の収入がある方(株式配当、その他)	直近の非・課税証明書原本又は所得証明書原本 直近の収入内容が確認出来るもの (例:株式配当の通知書の写し、直近3か月分報酬明細の写し、直近の確定申告書(第一表・第二表)・収支内訳書の写し・青色申告決算書、等)			

(注1) 現在収入が無い方であっても、直近の非・課税証明書又は所得証明書に給与収入がある場合には「直近退職した方」に該当します。「直近退職した方」の該当する書類をご提出ください。

(注2) 勤め先の都合により離職票の発行に時間がかかる場合には、一旦「退職証明書原本」「源泉徴収票写し」等退職日がわかるものを添付し、後日離職票が発行され次第ご提出ください。

※お住いの市区町村の医療助成を受けられている方は医療助成該当届・医療助成証の写し・該当する医療助成のリーフレット写しをご提出ください。

被扶養者認定は個々の実態によって異なりますので他の必要書類の提出を求められることがあります。